

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後																								
<p>(前 略)</p> <p>(始業及び終業の時刻)</p> <p>第4条 教職員の勤務の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。</p> <p>(1) 始業 午前8時30分</p> <p>(2) 終業 午後5時15分</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる教職員についての始業及び終業の時刻は、同表に定めるところによる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第5条 教職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。</p> <p>2 (略)。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、別表第1及び第2に掲げる教職員の休憩時間については、労基法第34条第2項の労使協定の定めるところにより同表のとおりとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(1箇月単位の変形労働時間制)</p> <p>第16条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある教職員については、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。</p> <p>2 別表第3の教職員の割り振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(始業及び終業の時刻)</p> <p>第4条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第5条</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4・5 }</p> <p>(1箇月単位の変形労働時間制)</p> <p>第16条</p> <p>2 } (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第34号)</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>																								
別表第1 (第4条、第5条関係)	別表第1 (第4条、第5条関係)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>教職員の区分</th> <th>始業及び終業の時刻</th> <th>休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">授業、実験、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者</td> <td>午前7時から午後3時45分まで</td> <td rowspan="7">午前11時から正午まで、正午から午後1時まで、午後1時から午後2時まで</td> </tr> <tr> <td>午前7時30分から午後4時15分まで</td> </tr> <tr> <td>午前8時から午後4時45分まで</td> </tr> <tr> <td>午前9時から午後5時45分まで</td> </tr> <tr> <td>午前9時30分から午後6時15分まで</td> </tr> <tr> <td>午前9時45分から午後6時30分まで</td> </tr> <tr> <td>午前10時から午後6時45分まで</td> </tr> </tbody> </table>	教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間	授業、実験、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	午前11時から正午まで、正午から午後1時まで、午後1時から午後2時まで	午前7時30分から午後4時15分まで	午前8時から午後4時45分まで	午前9時から午後5時45分まで	午前9時30分から午後6時15分まで	午前9時45分から午後6時30分まで	午前10時から午後6時45分まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>教職員の区分</th> <th>始業及び終業の時刻</th> <th>休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">授業、実験、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長(事務本部及び各共通事務部にあっては、その事務組織に置く組織の長)が指定する者</td> <td>午前7時から午後3時45分まで</td> <td rowspan="7">午前11時から正午まで、正午から午後1時まで、午後1時から午後2時まで</td> </tr> <tr> <td>午前7時30分から午後4時15分まで</td> </tr> <tr> <td>午前8時から午後4時45分まで</td> </tr> <tr> <td>午前9時から午後5時45分まで</td> </tr> <tr> <td>午前9時30分から午後6時15分まで</td> </tr> <tr> <td>午前9時45分から午後6時30分まで</td> </tr> <tr> <td>午前10時から午後6時45分まで</td> </tr> </tbody> </table>	教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間	授業、実験、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長(事務本部及び各共通事務部にあっては、その事務組織に置く組織の長)が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	午前11時から正午まで、正午から午後1時まで、午後1時から午後2時まで	午前7時30分から午後4時15分まで	午前8時から午後4時45分まで	午前9時から午後5時45分まで	午前9時30分から午後6時15分まで	午前9時45分から午後6時30分まで	午前10時から午後6時45分まで
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間																							
授業、実験、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	午前11時から正午まで、正午から午後1時まで、午後1時から午後2時まで																							
	午前7時30分から午後4時15分まで																								
	午前8時から午後4時45分まで																								
	午前9時から午後5時45分まで																								
	午前9時30分から午後6時15分まで																								
	午前9時45分から午後6時30分まで																								
	午前10時から午後6時45分まで																								
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間																							
授業、実験、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長(事務本部及び各共通事務部にあっては、その事務組織に置く組織の長)が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	午前11時から正午まで、正午から午後1時まで、午後1時から午後2時まで																							
	午前7時30分から午後4時15分まで																								
	午前8時から午後4時45分まで																								
	午前9時から午後5時45分まで																								
	午前9時30分から午後6時15分まで																								
	午前9時45分から午後6時30分まで																								
	午前10時から午後6時45分まで																								

改正前			改正後		
	午前7時から午後3時30分まで	午前11時から午前11時45分まで、正午から午後0時45分まで、午後1時から午後1時45分まで		午前7時から午後3時30分まで	午前11時から午前11時45分まで、正午から午後0時45分まで、午後1時から午後1時45分まで
	午前7時30分から午後4時00分まで			午前7時30分から午後4時00分まで	
	午前8時から午後4時30分まで			午前8時から午後4時30分まで	
	午前9時から午後5時30分まで			午前9時から午後5時30分まで	
	午前9時30分から午後6時00分まで			午前9時30分から午後6時00分まで	
	午前9時45分から午後6時15分まで			午前9時45分から午後6時15分まで	
	午前10時から午後6時30分まで			午前10時から午後6時30分まで	
医学部附属病院事務部医務課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで			
医学部附属病院事務部経営管理課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	(略)		医学部附属病院事務部経営管理課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	(同 左)	
	(略)			(同 左)	
工学研究科に勤務する職員のうち、工学研究科長が指定する者	午前9時から午後5時45分まで	正午から午後1時まで			
	午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで			
	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで			
	午前9時30分から午後6時まで	正午から午後0時45分まで			
国際高等教育院に勤務する職員のうち、国際高等教育院長が指定する者	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで			
		午後1時から午後2時まで			
	午前10時から午後6時45分まで	正午から午後1時まで			
		午後1時から午後2時まで			

改正前					改正後				
i P S細胞研究所に勤務する職員のうち、i P S細胞研究所長が指定する者		午前9時から午後5時45分まで		正午から午後1時まで	環境安全保健機構に勤務する職員のうち、環境安全保健機構長が指定する者		(同 左)		
環境安全保健機構に勤務する職員のうち、環境安全保健機構長が指定する者		(略)			環境安全保健機構に勤務する職員のうち、環境安全保健機構長が指定する者		(同 左)		
学生総合支援機構に勤務する職員のうち、学生総合支援機構長が指定する者		午前8時15分から午後5時まで		正午から午後1時まで	学生総合支援機構に勤務する職員のうち、学生総合支援機構長が指定する者		午前8時15分から午後5時まで		正午から午後1時まで
		午前8時45分から午後5時30分まで					午前8時45分から午後5時30分まで		
		午前9時から午後5時45分まで							
		午前9時30分から午後6時15分まで							
企画部に勤務する職員のうち、企画部長が指定する者		午前7時から午後3時45分まで		正午から午後1時まで	環境安全保健機構に勤務する職員のうち、環境安全保健機構長が指定する者		(同 左)		
		午前7時30分から午後4時15分まで							
		午前8時から午後4時45分まで							
		午前9時から午後5時45分まで							
		午前9時30分から午後6時15分まで							
情報部に勤務する職員のうち、情報部長が指定する者		午前7時から午後3時45分まで		正午から午後1時まで	環境安全保健機構に勤務する職員のうち、環境安全保健機構長が指定する者		(同 左)		
		午前7時30分から午後4時15分まで							
		午前8時から午後4時45分まで							
		午前9時から午後5時45分まで							
		午前9時30分から午後6時15分まで							
教育推進・学生支援部に勤務する職員のうち、教育推進学生支援部長が指定する者		午前7時から午後3時45分まで		午後1時から午後2時まで	環境安全保健機構に勤務する職員のうち、環境安全保健機構長が指定する者		(同 左)		
		午前9時から午後5時45分まで							
別表第2 (略)					別表第2 (同 左)				
別表第3 (第16条関係)					別表第3 (第16条関係)				
教職員の区分	割り振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	教職員の区分	割り振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間

改正前					改正後				
(略)					(同 左)				
<u>渉外・産官学連携部</u> に勤務する職員のうち、 <u>渉外・産官学連携部長</u> が指定する者	4週間	<u>渉外・産官学連携部長</u> が指定する8の1日勤務日	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで	<u>成長戦略本部</u> に勤務する職員のうち、 <u>成長戦略本部長</u> が指定する者	4週間	<u>成長戦略本部長</u> が指定する8の1日勤務日	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで
			午前10時45分から午後7時30分まで	午後1時から午後2時まで				午前10時45分から午後7時30分まで	午後1時から午後2時まで
			午前11時15分から午後8時まで	午後3時から午後4時まで				午前11時15分から午後8時まで	午後3時から午後4時まで
			午前11時45分から午後8時30分まで	午後3時から午後4時まで				午前11時45分から午後8時30分まで	午後3時から午後4時まで
(略)					(同 左)				
別表第4・5 (略)					別表第4・5 (同 左)				